

別表第1（第4条関係）

補助事業	補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 者	補助率及び補助限度額	申請期限
メンタルヘルス 対策事業	従業員に対して実施するメンタルヘルスクーアに要する経費。（従業員50人未満の企業のストレスチェックに係る費用や、企業が外部講師を招聘して実施するハラスメント研修、臨床心理士等の有資格者への従業員向けカウンセリング委託料等法令を上回るメンタルヘルスクーアに係る費用に限る。）ただし、顧問契約をしている社会保険労務士等への報酬については、対象経費のみ別途契約しているものに限る。	中小企業者等で、以下の条件を全て満たすもの （1） 市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、法人にあつては主たる事業所）を有する者であること。 （2） 交付申請年度内に完了する補助事業であること。	国、地方公共団体その他公共的団体からの助成を受けていないもの 補助対象経費の1／2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）。 1 事業者等につき、各事業1回のみ申請することができ、1年度あたり10万円を限度とする。	事業着手前かつ事業実施年度の12月28日まで（12月28日が豊橋市の休日を定める条例（平成3年3月30日条例第3号）に規定する市の休日に当たるときはその前日まで。）
就業規則整備事業	就業規則の見直しなどを行う場合に発生する社会保険労務士への報酬等の委託料。（法令で定める内容を満たした就業規則を整備し、その一部または全部で法令を上回る規定や制度を定める場合に限る。なお、就業規則の作成・見直しに付随する規定については補助対象とするが、就業規則と関係のない社内規定については対象外とする。）ただし、顧問契約をしている社会保険労務士への報酬については、対象経費のみ別途契約しているものに限る。	中小企業者等で、以下の条件を全て満たすもの （1） 市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、法人にあつては主たる事業所）を有する者であること。 （2） 交付申請年度内に完了する補助事業であること。	国、地方公共団体その他公共的団体からの助成を受けていないもの 補助対象経費の1／2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）。 1 事業者等につき、各事業1回のみ申請することができ、1年度あたり10万円を限度とする。ただし、豊橋市子育て応援企業認定・表彰制度実施要綱（平成26年7月30日決裁）に規定する子育て応援企業の認定を受けた事業所を有する者は、1年度あたり1回申請することができる。	